

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7・8 (略)

9 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ニ (略)

10 (略)

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ニ (略)

7 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

13 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

14 (略)
(削る)

15 (略)

(6) 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(7) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(8) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、指定

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

11 (略)

12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

(新設)

(6) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(7) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認

短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(9) (略)

(10) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位

(二) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

(11) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)~(三) (略)

(12) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(8) (略)

(新設)

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)~(三) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

14) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>705単位</u>
ii 要介護2	<u>756単位</u>
iii 要介護3	<u>806単位</u>
iv 要介護4	<u>857単位</u>
v 要介護5	<u>908単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>732単位</u>
ii 要介護2	<u>786単位</u>
iii 要介護3	<u>839単位</u>
iv 要介護4	<u>893単位</u>
v 要介護5	<u>946単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	<u>723単位</u>
ii 要介護2	<u>775単位</u>
iii 要介護3	<u>827単位</u>
iv 要介護4	<u>879単位</u>
v 要介護5	<u>932単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1	<u>813単位</u>
ii 要介護2	<u>864単位</u>
iii 要介護3	<u>916単位</u>
iv 要介護4	<u>965単位</u>
v 要介護5	<u>1,016単位</u>

e 診療所短期入所療養介護費(v)

i 要介護1	<u>847単位</u>
ii 要介護2	<u>901単位</u>

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

12) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>690単位</u>
ii 要介護2	<u>740単位</u>
iii 要介護3	<u>789単位</u>
iv 要介護4	<u>839単位</u>
v 要介護5	<u>889単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>717単位</u>
ii 要介護2	<u>770単位</u>
iii 要介護3	<u>822単位</u>
iv 要介護4	<u>874単位</u>
v 要介護5	<u>926単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	<u>708単位</u>
ii 要介護2	<u>759単位</u>
iii 要介護3	<u>810単位</u>
iv 要介護4	<u>861単位</u>
v 要介護5	<u>913単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1	<u>796単位</u>
ii 要介護2	<u>846単位</u>
iii 要介護3	<u>897単位</u>
iv 要介護4	<u>945単位</u>
v 要介護5	<u>995単位</u>

e 診療所短期入所療養介護費(v)

i 要介護1	<u>829単位</u>
ii 要介護2	<u>882単位</u>

iii 要介護3	954単位
iv 要介護4	1,006単位
v 要介護5	1,059単位
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	835単位
ii 要介護2	888単位
iii 要介護3	941単位
iv 要介護4	992単位
v 要介護5	1,045単位
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	624単位
ii 要介護2	670単位
iii 要介護3	715単位
iv 要介護4	762単位
v 要介護5	807単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	734単位
ii 要介護2	779単位
iii 要介護3	825単位
iv 要介護4	871単位
v 要介護5	917単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	835単位
b 要介護2	887単位
c 要介護3	937単位
d 要介護4	988単位
e 要介護5	1,039単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	864単位
b 要介護2	918単位
c 要介護3	970単位
d 要介護4	1,022単位
e 要介護5	1,076単位
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)	
a 要介護1	854単位
b 要介護2	907単位
c 要介護3	959単位
d 要介護4	1,010単位
e 要介護5	1,062単位

iii 要介護3	934単位
iv 要介護4	985単位
v 要介護5	1,037単位
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	818単位
ii 要介護2	870単位
iii 要介護3	921単位
iv 要介護4	971単位
v 要介護5	1,023単位
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	611単位
ii 要介護2	656単位
iii 要介護3	700単位
iv 要介護4	746単位
v 要介護5	790単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	719単位
ii 要介護2	763単位
iii 要介護3	808単位
iv 要介護4	853単位
v 要介護5	898単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	918単位
d 要介護4	967単位
e 要介護5	1,017単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	846単位
b 要介護2	899単位
c 要介護3	950単位
d 要介護4	1,001単位
e 要介護5	1,054単位
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)	
a 要介護1	836単位
b 要介護2	888単位
c 要介護3	939単位
d 要介護4	989単位
e 要介護5	1,040単位

(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	887単位
c 要介護 3	937単位
d 要介護 4	988単位
e 要介護 5	1,039単位

(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	864単位
b 要介護 2	918単位
c 要介護 3	970単位
d 要介護 4	1,022単位
e 要介護 5	1,076単位

(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)

a 要介護 1	854単位
b 要介護 2	907単位
c 要介護 3	959単位
d 要介護 4	1,010単位
e 要介護 5	1,062単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	684単位
(二) 4時間以上6時間未満	948単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,316単位

注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	818単位
b 要介護 2	869単位
c 要介護 3	918単位
d 要介護 4	967単位
e 要介護 5	1,017単位

(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	846単位
b 要介護 2	899単位
c 要介護 3	950単位
d 要介護 4	1,001単位
e 要介護 5	1,054単位

(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)

a 要介護 1	836単位
b 要介護 2	888単位
c 要介護 3	939単位
d 要介護 4	989単位
e 要介護 5	1,040単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	928単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

(新設)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

12 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

13 (略)

(削る)

14 (略)

(4) 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(新設)

(新設)

4～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

9 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

10 (略)

11 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

12 (略)

(新設)

(4) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(6) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(7) (略)

(8) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位

(二) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、

(5) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二) (略)

(6) (略)

(新設)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位

指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

三 削除

数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	1,042単位
ii 要介護2	1,108単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,239単位
v 要介護5	1,305単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	1,150単位
ii 要介護2	1,216単位
iii 要介護3	1,280単位
iv 要介護4	1,348単位
v 要介護5	1,412単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	986単位
ii 要介護2	1,055単位
iii 要介護3	1,124単位
iv 要介護4	1,193単位
v 要介護5	1,260単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	1,094単位
ii 要介護2	1,163単位
iii 要介護3	1,230単位
iv 要介護4	1,302単位
v 要介護5	1,369単位

(三) <u>認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)</u>	
a <u>認知症患者型短期入所療養介護費(i)</u>	
i <u>要介護 1</u>	958単位
ii <u>要介護 2</u>	1,025単位
iii <u>要介護 3</u>	1,091単位
iv <u>要介護 4</u>	1,158単位
v <u>要介護 5</u>	1,224単位
b <u>認知症患者型短期入所療養介護費(ii)</u>	
i <u>要介護 1</u>	1,066単位
ii <u>要介護 2</u>	1,132単位
iii <u>要介護 3</u>	1,200単位
iv <u>要介護 4</u>	1,266単位
v <u>要介護 5</u>	1,333単位
(四) <u>認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)</u>	
a <u>認知症患者型短期入所療養介護費(i)</u>	
i <u>要介護 1</u>	942単位
ii <u>要介護 2</u>	1,008単位
iii <u>要介護 3</u>	1,073単位
iv <u>要介護 4</u>	1,138単位
v <u>要介護 5</u>	1,204単位
b <u>認知症患者型短期入所療養介護費(ii)</u>	
i <u>要介護 1</u>	1,049単位
ii <u>要介護 2</u>	1,116単位
iii <u>要介護 3</u>	1,180単位
iv <u>要介護 4</u>	1,247単位
v <u>要介護 5</u>	1,312単位
(五) <u>認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅴ)</u>	
a <u>認知症患者型短期入所療養介護費(i)</u>	
i <u>要介護 1</u>	881単位
ii <u>要介護 2</u>	947単位
iii <u>要介護 3</u>	1,013単位
iv <u>要介護 4</u>	1,078単位
v <u>要介護 5</u>	1,143単位
b <u>認知症患者型短期入所療養介護費(ii)</u>	
i <u>要介護 1</u>	990単位
ii <u>要介護 2</u>	1,055単位
iii <u>要介護 3</u>	1,121単位
iv <u>要介護 4</u>	1,186単位
v <u>要介護 5</u>	1,251単位

(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	786単位
b 要介護2	850単位
c 要介護3	917単位
d 要介護4	983単位
e 要介護5	1,048単位
(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	894単位
b 要介護2	960単位
c 要介護3	1,025単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,156単位
(3) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費	
i 要介護1	1,171単位
ii 要介護2	1,236単位
iii 要介護3	1,303単位
iv 要介護4	1,368単位
v 要介護5	1,434単位
b 経過のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費	
i 要介護1	1,171単位
ii 要介護2	1,236単位
iii 要介護3	1,303単位
iv 要介護4	1,368単位
v 要介護5	1,434単位
(二) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費	
i 要介護1	1,115単位
ii 要介護2	1,183単位
iii 要介護3	1,253単位
iv 要介護4	1,322単位
v 要介護5	1,390単位
b 経過のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費	
i 要介護1	1,115単位
ii 要介護2	1,183単位
iii 要介護3	1,253単位
iv 要介護4	1,322単位
v 要介護5	1,390単位

(4) 特定認知症患者型短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	927単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,288単位

注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症患者療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (4)について、老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症患者型短期入所療養介護費(I)、認知症患者型短期入所療養介護費(II)、認知症患者型短期入所療養介護費(III)、認知症患者型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症患者型短期入所療養介護費(V)又は認知症患者型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症患者型短期入所療養介護費(I)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型短期入所療養介護費(II)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型短期入所療養介護費(III)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型短期入所療養介護費(IV)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症患者型短期入所療養介護費(V)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)又は認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 療養食加算 8 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

(三) サービス提供体制強化加算(III) 6 単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

（一）I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	778単位
ii 要介護2	893単位
iii 要介護3	1,136単位
iv 要介護4	1,240単位
v 要介護5	1,333単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	894単位
ii 要介護2	1,006単位
iii 要介護3	1,250単位
iv 要介護4	1,353単位
v 要介護5	1,446単位

（二）I型介護医療院短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	768単位
ii 要介護2	879単位
iii 要介護3	1,119単位
iv 要介護4	1,222単位
v 要介護5	1,314単位

（二）介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

（三）介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（一）介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

（二）介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

（一）I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	762単位
ii 要介護2	874単位
iii 要介護3	1,112単位
iv 要介護4	1,214単位
v 要介護5	1,305単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	875単位
ii 要介護2	985単位
iii 要介護3	1,224単位
iv 要介護4	1,325単位
v 要介護5	1,416単位

（二）I型介護医療院短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	752単位
ii 要介護2	861単位
iii 要介護3	1,096単位
iv 要介護4	1,197単位
v 要介護5	1,287単位

b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	880単位
ii	要介護2	993単位
iii	要介護3	1,233単位
iv	要介護4	1,334単位
v	要介護5	1,426単位
(三)	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	752単位
ii	要介護2	863単位
iii	要介護3	1,103単位
iv	要介護4	1,205単位
v	要介護5	1,297単位
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	864単位
ii	要介護2	975単位
iii	要介護3	1,215単位
iv	要介護4	1,317単位
v	要介護5	1,409単位
(2)	II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	731単位
ii	要介護2	829単位
iii	要介護3	1,044単位
iv	要介護4	1,135単位
v	要介護5	1,217単位
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	846単位
ii	要介護2	945単位
iii	要介護3	1,157単位
iv	要介護4	1,249単位
v	要介護5	1,331単位
(二)	II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	715単位
ii	要介護2	813単位
iii	要介護3	1,027単位
iv	要介護4	1,117単位
v	要介護5	1,200単位

b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	862単位
ii	要介護2	972単位
iii	要介護3	1,207単位
iv	要介護4	1,306単位
v	要介護5	1,396単位
(三)	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	736単位
ii	要介護2	845単位
iii	要介護3	1,080単位
iv	要介護4	1,180単位
v	要介護5	1,270単位
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	846単位
ii	要介護2	955単位
iii	要介護3	1,190単位
iv	要介護4	1,290単位
v	要介護5	1,380単位
(2)	II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	716単位
ii	要介護2	812単位
iii	要介護3	1,022単位
iv	要介護4	1,111単位
v	要介護5	1,192単位
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	828単位
ii	要介護2	925単位
iii	要介護3	1,133単位
iv	要介護4	1,223単位
v	要介護5	1,303単位
(二)	II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	700単位
ii	要介護2	796単位
iii	要介護3	1,006単位
iv	要介護4	1,094単位
v	要介護5	1,175単位

b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	828単位
ii	要介護2	927単位
iii	要介護3	1,141単位
iv	要介護4	1,233単位
v	要介護5	1,314単位
(三)	II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	704単位
ii	要介護2	802単位
iii	要介護3	1,015単位
iv	要介護4	1,106単位
v	要介護5	1,188単位
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	817単位
ii	要介護2	916単位
iii	要介護3	1,129単位
iv	要介護4	1,221単位
v	要介護5	1,302単位
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	717単位
ii	要介護2	821単位
iii	要介護3	1,051単位
iv	要介護4	1,147単位
v	要介護5	1,236単位
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	822単位
ii	要介護2	929単位
iii	要介護3	1,156単位
iv	要介護4	1,254単位
v	要介護5	1,341単位
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	670単位
ii	要介護2	764単位
iii	要介護3	967単位
iv	要介護4	1,054単位
v	要介護5	1,132単位

b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	811単位
ii	要介護2	908単位
iii	要介護3	1,117単位
iv	要介護4	1,207単位
v	要介護5	1,287単位
(三)	II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	689単位
ii	要介護2	785単位
iii	要介護3	994単位
iv	要介護4	1,083単位
v	要介護5	1,163単位
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	800単位
ii	要介護2	897単位
iii	要介護3	1,106単位
iv	要介護4	1,196単位
v	要介護5	1,275単位
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	702単位
ii	要介護2	804単位
iii	要介護3	1,029単位
iv	要介護4	1,123単位
v	要介護5	1,210単位
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	805単位
ii	要介護2	910単位
iii	要介護3	1,132単位
iv	要介護4	1,228単位
v	要介護5	1,313単位
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	656単位
ii	要介護2	748単位
iii	要介護3	947単位
iv	要介護4	1,032単位
v	要介護5	1,108単位

b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	778単位
ii	要介護 2	873単位
iii	要介護 3	1,076単位
iv	要介護 4	1,161単位
v	要介護 5	1,240単位
(4)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(→)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	911単位
ii	要介護 2	1,023単位
iii	要介護 3	1,268単位
iv	要介護 4	1,371単位
v	要介護 5	1,464単位
b	経過のユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	911単位
ii	要介護 2	1,023単位
iii	要介護 3	1,268単位
iv	要介護 4	1,371単位
v	要介護 5	1,464単位
(二)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	901単位
ii	要介護 2	1,011単位
iii	要介護 3	1,252単位
iv	要介護 4	1,353単位
v	要介護 5	1,445単位
b	経過のユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	901単位
ii	要介護 2	1,011単位
iii	要介護 3	1,252単位
iv	要介護 4	1,353単位
v	要介護 5	1,445単位
(5)	ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(→)	ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費	
a	要介護 1	910単位
b	要介護 2	1,014単位
c	要介護 3	1,241単位
d	要介護 4	1,337単位
e	要介護 5	1,424単位
(二)	経過のユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費	
a	要介護 1	910単位
b	要介護 2	1,014単位

b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	762単位
ii	要介護 2	855単位
iii	要介護 3	1,054単位
iv	要介護 4	1,137単位
v	要介護 5	1,214単位
(4)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(→)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	892単位
ii	要介護 2	1,002単位
iii	要介護 3	1,242単位
iv	要介護 4	1,343単位
v	要介護 5	1,434単位
b	経過のユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	892単位
ii	要介護 2	1,002単位
iii	要介護 3	1,242単位
iv	要介護 4	1,343単位
v	要介護 5	1,434単位
(二)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	882単位
ii	要介護 2	990単位
iii	要介護 3	1,226単位
iv	要介護 4	1,325単位
v	要介護 5	1,415単位
b	経過のユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	882単位
ii	要介護 2	990単位
iii	要介護 3	1,226単位
iv	要介護 4	1,325単位
v	要介護 5	1,415単位
(5)	ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(→)	ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費	
a	要介護 1	891単位
b	要介護 2	993単位
c	要介護 3	1,215単位
d	要介護 4	1,309単位
e	要介護 5	1,394単位
(二)	経過のユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費	
a	要介護 1	891単位
b	要介護 2	993単位

c 要介護 3	1,241単位
d 要介護 4	1,337単位
e 要介護 5	1,424単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
（一）ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i 要介護 1	859単位
ii 要介護 2	963単位
iii 要介護 3	1,193単位
iv 要介護 4	1,289単位
v 要介護 5	1,376単位
b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i 要介護 1	859単位
ii 要介護 2	963単位
iii 要介護 3	1,193単位
iv 要介護 4	1,289単位
v 要介護 5	1,376単位
（二）ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i 要介護 1	867単位
ii 要介護 2	966単位
iii 要介護 3	1,181単位
iv 要介護 4	1,273単位
v 要介護 5	1,354単位
b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i 要介護 1	867単位
ii 要介護 2	966単位
iii 要介護 3	1,181単位
iv 要介護 4	1,273単位
v 要介護 5	1,354単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
（一）3時間以上4時間未満	684単位
（二）4時間以上6時間未満	948単位
（三）6時間以上8時間未満	1,316単位

注 1～3 （略）

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

c 要介護 3	1,215単位
d 要介護 4	1,309単位
e 要介護 5	1,394単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
（一）ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i 要介護 1	841単位
ii 要介護 2	943単位
iii 要介護 3	1,168単位
iv 要介護 4	1,262単位
v 要介護 5	1,347単位
b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i 要介護 1	841単位
ii 要介護 2	943単位
iii 要介護 3	1,168単位
iv 要介護 4	1,262単位
v 要介護 5	1,347単位
（二）ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i 要介護 1	849単位
ii 要介護 2	946単位
iii 要介護 3	1,156単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,326単位
b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i 要介護 1	849単位
ii 要介護 2	946単位
iii 要介護 3	1,156単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,326単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
（一）3時間以上4時間未満	670単位
（二）4時間以上6時間未満	928単位
（三）6時間以上8時間未満	1,289単位

注 1～3 （略）

(新設)

(新設)

(新設)

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

12・13 (略)

14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注8の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注8の規定による届出があったものとみなす。

15 (略)

16 (3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、13は算定しない。

(8) 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(9)～(13) (略)

14 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位

(二) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

(15) (略)

4～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

9・10 (略)

11 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。

12 (略)

13 ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、12は算定しない。

(新設)

(8)～(12) (略)

(新設)

(13) (略)

16 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

17 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

18 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から15までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>542単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>609単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>679単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>744単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>813単位</u> |

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>542単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>609単位</u> |

14 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から13までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

16 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から13までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>538単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>604単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>674単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>738単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>807単位</u> |

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>538単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>604単位</u> |

- (3) 要介護3 679単位
- (4) 要介護4 744単位
- (5) 要介護5 813単位

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロ及びハについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、ルを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注9を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

9・10 (略)

11 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 夜間看護体制加算(I) 18単位

(2) 夜間看護体制加算(II) 9単位

12 (略)

- (3) 要介護3 674単位
- (4) 要介護4 738単位
- (5) 要介護5 807単位

注1～3 (略)

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

9 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 (略)

13 イ及びロについて、指定特定施設において、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項（指定居宅サービス基準第192条の12において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- | | |
|---|-------|
| (1) 当該協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合 | 100単位 |
| (2) (1)以外の場合 | 40単位 |
- (削る)

14・15 (略)

ニ (略)

ホ 退居時情報提供加算 250単位

注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。

ハ・ト (略)

チ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) | 10単位 |
| (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) | 5単位 |

リ 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240単位

注 指定特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

ヌ 生産性向上推進体制加算

注 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 生産性向上推進体制加算(I) | 100単位 |
| (2) 生産性向上推進体制加算(II) | 10単位 |

ル (略)

11 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算する。

13・14 (略)

ニ (略)

(新設)

ホ・ハ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

ト (略)